

第 23 回まちづくり審議会

【日時】 平成 24 年 1 月 27 日（金） 10 時～12 時

【場所】 市役所 5 階第 1 委員会室

【出席者】

（まちづくり審議会委員）

山崎仁朗委員、品川湜彦委員、田原理香委員、奥村啓明委員、
勝野多恵子委員、伊藤栄一委員、奥田慎太郎委員、
兵藤喜美子委員、中島幸雄委員、山本總二委員

まちづくり審議会委員 10 名

（事務局）古山隆行企画部長、瀨瀬新吾まちづくり推進課長、
井藤裕司まちづくり支援係長、後藤文岳同係主任主査、
稲垣 勤同係主査

【資料】

会議次第

まちづくり審議会委員名簿

資料番号 1 まちづくり計画・協働のまちづくり事業 支援のガイド
ライン（案）

資料番号 2 まちづくり活動団体 現在の状況と課題

1. 開会

事務局

定刻となりましたので始めさせていただきます。はじめに企画部長から挨拶
いただきます。

企画部長

本日は第 23 回まちづくり審議会ということですが、平成 16 年に条例が施行
されてから通算でこれだけの審議会が開かれ、様々な団体も生まれてきていま
す。条例施行後 7 年が経過し、今の実態に合った考え方、支援のあり方を今回
検討いただきたいと思います。また、今年可児市は市制 30 周年を迎えますし、
秋には岐阜清流国体のゴルフ大会が可児市で開かれます。このような行事を通

じて活力の向上に繋がればと思います。今後市民の参画と協働はますます重要になると思います。よろしくをお願いします。

事務局

本日から新しい委員を2名お迎えしていますのでご紹介します。退任された学識経験者の福島委員の後任として岐阜大学地域科学部准教授の山崎仁朗さん、平成23年11月末に退任された福祉分野の那須由佳委員の後任として民生児童委員連絡協議会理事の勝野多恵子さんをお迎えしました。委嘱状は机の上に置かせていただきましたので、よろしくをお願いします。今年6月末までの任期となります。また、1月18日付けで市民公募委員の宮嶋健太郎委員から一身上の都合により退任したい旨申し出がありましたので、当日付で退任を受理しました。本日は堀井委員、岸野委員、平野委員の3名の方が欠席の連絡をいただいています。本日の会議は、13人の定員のうち10人が出席ということで、会議は成立します。続きまして、福島委員の退任に伴い空席となっている会長職を皆さんで決めていただきたいと思います。互選と言う形になりますが、立候補又は推薦がありましたらお願いします。

A委員

伊藤栄一委員が適任と思います。

事務局

他に立候補又は推薦ありませんでしょうか。

(異議なしの声 多数)

事務局

異議なしとのことで、伊藤栄一委員にお願いしたいと思います。では、伊藤会長に一言ご挨拶いただきたいと思います。

会長

ただいま会長に推薦いただきました伊藤です。本日新たに山崎委員と勝野委員を迎えて、今年の6月までの任期ですが、皆様のご理解ご協力を得ながら審議会を進めていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

2. 協議

議題1. まちづくり計画・協働のまちづくり事業 支援のガイドライン(案)について

会長

それでは、議題1のまちづくり計画・協働のまちづくり事業 支援のガイドラインについて協議に入りたいと思います。

(事務局 説明)

会長

ありがとうございました。では、ただいまの説明も踏まえて意見がありましたらお願いします。では、私からいいでしょうか。機械賃借料や燃料費、原材料費の中で、「植樹作業に必要なものについては、緑化推進助成金を優先して利用する」となっていますが、「植樹作業」という文言を「緑化関連作業」に言い換えた方がいいと思います。草刈りなど付随する作業も含めることができると思います。

B委員

議題2の中で出てくると思いますが、まちづくりを担う人材の発掘を地域の中でどんどんやっていかないといけないと思いますが、いろんな団体が何かまちづくりをやるということ、協働のまちづくりを市に提案してきたときに、今回の支援のガイドラインに基づき、支援の内容が判断されるということでしょうか。

事務局

はい、そうです。団体から事業の提案がされたときに、その支援がどこまでできるかということについて、支援のガイドラインで判断するということです。

C委員

伝統芸能等の支援についてですが、これは提案が出てきたときに判断することですね。であれば、前もって判断の基準を作っておいたらどうですか。まちづくり支援の対象となるかどうかを事前に決めておかないと、提案されてきてそれはダメですということにならないでしょうか。私は白髭神社で実施している行事などを続けていくことが、文化振興に当たるのか、またはまちづくりに当たるのかと言われれば、継続していくことで観光資源にもなるというこ

とを考えると、まちづくりにも該当し支援してもいいのではないかと思います。ハードの面とソフトの面をきちんと整理して、全てをまちづくりにすることを防ぐ方法を考えればできるのではないのでしょうか。

事務局

例に挙げられた白鬚神社については、市の文化振興の観点から助成しています。文化振興として助成すべきかどうかという判断を一義的にして、文化振興としては助成できないという判断になった場合に、まちづくり審議会においてまちづくりとして助成することが妥当かどうか判断していただきたいと考えています。あらかじめ想定しておくのは難しいと思います。

会長

単純な言い方をすれば、文化振興として助成できない場合に、まちづくり審議会の協議を経て助成の可否を判断するというのでしょうか。

事務局

そういうことです。

会長

伝統芸能を助成の対象にはしないということではなく、文化振興で助成が出ない場合には、まちづくり支援で出せる可能性を残し、また助成が二重にならないようにということだと思います。どちらかの窓口で支援ができるような体制を整えるということでしょうか。

C委員

今言われるようなことで結構ですが、ヨーロッパではお祭りを継続していくことが資源となっていますが、日本は様々な要因でどんどん減ってきています。お祭りを行政が支援することで、衰退を多少は防ぐことができるのではないかと思います。

会長

伝統芸能だから助成の対象ではないということではなく、まちづくり審議会においてまちづくりという観点からも検討するという意識づけを持っておくことが必要であるということですね。

D委員

お祭りなどの伝統芸能はこれまでは地域社会の中で受け継がれてきたものですが、その継承が困難になってきているという事態の中で、行政が支援していく分岐点に来ていると思います。地域の暮らしの中にあるいろいろな行事は地域住民が主体で行ってきたものですが、今後は行政が支援していく必要も出てくると思います。具体的な提案が出てきたときに、その判断をしないとイケないわけです。

A委員

文化振興だと非常に範囲が広がってしまうので、やはり審議会でその都度判断した方がいいと思います。

会長

基本的には、伝統芸能についてもまちづくりの支援の対象となりえますが、その際には文化振興の面で支援ができない場合でかつ審議会でその可否の判断をするということになると思います。実際に具体的な提案が出てきたときに、本日みなさんが言われたような意見を出していただき、まちづくりとしての支援の判断をするということによろしいでしょうか。具体的には、事務局において事前にその判断をしてもらい、もし事務局がその判断ができないようなときに審議会で判断するという流れでいいかと思います。

C委員

ガイドラインに書いてある「個人で所有・管理する道具類は対象外」という文言は削除した方がいいと思います。そもそもこのガイドラインはハード面のまちづくりには対応できると思いますが、桜ヶ丘ハイツまちづくり協議会のようなソフト面のまちづくりには支援のガイドラインは決めにくいと思います。

B委員

地域のまちづくりに繋がるものであれば、まずは認めてあげるという姿勢が必要であると思います。

D委員

高山祭のような古来から地域で継承されている伝統芸能もあれば、大正琴のようなサークルの範疇に入る伝統芸能もあります。地域の活性化のために繋がるような伝統芸能であれば支援するという判断基準を設ければ、先ほど述べたような事例が出てきても判断できるのではないのでしょうか。そのような観点か

らも、ガイドラインの「文化振興に該当するものは対象外」という文言は削除した方がいいと思います。

会長

なるべくハードルを低くして誰もが取り組むことができるようにしたいという点で、文化振興の面で助成するのか、まちづくりの面で支援するのかを決めつけてしまうのではなく、どちらかで助成できるようにしておくことと「個人で所有・管理する道具類は対象外」というようなことは、提案の都度審議会で判断するということになるでしょうか。

事務局

事務局への提案の段階で、文化振興からの助成ができるのではないかというような事前調整をしたうえで、審議会においてまちづくりとしての支援が妥当であるかどうか判断していただく方向にしたいと思います。

会長

事務局としてこれくらいのことは書いておく必要があるということがありますか。もし、書かないということであれば審議会でその都度協議して判断していくこととなりますが、事務局、審議委員の皆さんどう思われますか。

事務局

「文化振興に該当するものは対象外」という文言の意味は、文化振興として助成すべきものである場合には、まちづくりの助成の対象とはしないというように修正したいと思います。

会長

以前お祭りの笛を助成するかどうかについて審議会で協議したときに、結論に至らなかったということがありました。共通した考え方を出すことができなかったということです。その経験も踏まえて、事前に判断基準を設けておいた方が、皆さんの助けになるのではないかと思うわけです。その一方で、その都度審議会で判断するというのであれば、なるべくその提案を認めていくという姿勢で判断することになると思うのですが、どう思われますか。提案を出してくる団体にとってなるべくハードルを高くしないという方向で判断していくことでよろしいでしょうか。このことを踏まえて、事務局案を修正していただきたいと思います。この他に意見ありますでしょうか。

E 委員

賃金や食糧費が対象外は理解できますが、負担金が対象外というのは理解できません。この負担金は、団体のリーダーが研修に参加するための費用と思いますが、これを対象外にするのはいかがかと思います。今後のまちづくりにおいてリーダーの養成は非常に重要と思うのですが、事務局はどうお考えですか。このガイドラインだけではその点について読み取ることができないので説明をお願いします。

事務局

リーダーの研修は大事であると考えていますが、まちづくり活動としてやっていく中で、活動自体に助成するもの、つまり多くの皆さんで勉強するといったことを支援として考えています。リーダーの養成は、ガイドラインの中での支援の対象としては考えておらず、例えばかにNPOセンターが実施しているファシリテーター講座に参加してもらうというようなことを想定しています。リーダーの養成は別の事業を活用して実施したいと考えています。

E 委員

かにNPOセンターが実施しているファシリテーター講座は有料だと思います。リーダーの養成は今後のまちづくりの重要なポイントですし、行政として必要な教育資金を確保するべきだと思います。

事務局

まちづくりにおけるリーダーの養成は必要なことであるとは認識していますが、このことについてはまちづくり計画や協働のまちづくり事業とは別のところで担っていきたいと考えています。

B 委員

地域で講演会を開くときに、講演する人がこの周辺で講演会をやるという情報が入れば、どんな人でどんな話をする人なのか事前に把握しておく必要があって、その場に参加することはあります。その参加費用はもちろん自分で払っていますが、そのような費用は助成してあげるべきだと思います。

事務局

リーダーに勉強していただくのは重要だと考えますが、まちづくり計画や協働のまちづくり事業などの具体的な活動としてではなく、つまり個々の活動への支援というのではなく、例であげたNPOセンターの講座を活用するなど

違う事業で支援をしたいと考えています。

E 委員

そもそも負担金という定義の中でこの話を入れてしまっていることが無理があると思います。本当はリーダーに対する教育支援という項目で別の項目で定義すべきであると思います。まちづくりは人づくりであり、そのための育成費用を入れるべきであると思います。その一方で調査研究費については定義されており、分けて定義してあることが疑問です。これは外せない項目ですのでぜひお願いします。

D 委員

条例における支援の考え方次第だと思うのです。他の自治体では人件費を認めているところもありますが、可児市は認めていませんし、団体の運営に係る費用も認めていません。そのような姿勢で支援をしているという条例の前提を鑑みて、リーダー養成のための費用を支援するのかどうか、検討すべきであると思います。それと負担金という文言は非常に曖昧であるので、表現を変えるべきであると思います。

事務局

リーダー養成の重要性は認識していますが、まちづくり計画、協働のまちづくり事業などの個々の活動への支援とは別枠でリーダー養成の支援をしたいと思います。別枠というのは、先ほどのNPOセンターの講座の他に、予算の関係でお約束はできませんが、リーダー養成講座のような事業を実施したいと考えています。

E 委員

私は別枠ではなく、包括的に進めていくことが必要だと思います。このガイドラインは、行政の姿勢を表す重要なものであると思います。

企画部長

負担金という表現は研修参加負担金という意味で、調査研究費と同じ範疇のものであると思います。負担金という表現は行政のよく使う言葉ですので、皆さんには誤解を招くことになったと思います。実際は調査研究費の中で、個人として講演会に参加していいかという話になりますので、事務局で再度見直したいと思います。もうひとつ確認したいのですが、仮に来年度団体から代表者が講演会の事前調査のために2万円助成して欲しいという提案が出てきたと

きに、審議委員の皆さんが了承されるかどうかということです。事前準備のための個人や少人数への支出を認めていいのか、それをよく審議して欲しいということです。事務局としては、できればそれは除外したいということです。

E 委員

個人への支援は認めないというのはおかしいと思います。リーダーは個人であっても、リーダーは団体の代表なのです。その育成をしないというのは理解できません。負担金という表現も含めて、その考え方を再度考え直してほしいということです。

会長

調査研究費の中の一つとして、研修参加費を入れてしまい、上限が10万円であるのですから、団体で個人的な研修参加費用を認めるのかどうかを判断してもらうというのはいかがでしょうか。団体の判断で団体の中でやり繰りしてもらうということです。

企画部長

会長が言われたように、団体で上限10万円の中で調査研究費と研修参加費用の用途について判断してもらうという方向で見直ししたいと思います。

D 委員

助成金には団体外部のレベルアップに繋がる事業については認めるというものと、団体も含めてそのレベルアップに繋がるものは認めるという二つの種類があると思います。この区分がはっきりすれば、この問題も解決すると思います。条例では、団体内部のレベルアップに繋がるような助成は含まないという姿勢であったと思いますが。

F 委員

名古屋市でやっているような地域協議会のような組織をつかって、行政は最低限の決まりだけつくっておいて、地域に自由にお金を使わせてみるということを考えていけばいいことだと思うのですが、個人の勉強に助成していくのはいかがかと思えますし、先ほどの上限10万円の範囲内で団体の判断でやらなければいいのではないかと思います。負担金という文言は削除してもいいのではないのでしょうか。さきほどの伝統芸能等への支援の話になりますが、私は提案が出てきたら文化振興の助成と二重にならないことを踏まえて、その都度審議会で協議すればいいと思います。あとは事務局で柔軟に対応していただけれ

ばいいと思います。

会長

今の条例の考え方は、助成金は団体外部のレベルアップに繋がる事業については認めるというものですが、意見にありましたように今後のまちづくりを考えていくうえで、行政はさらに広い支援をしていくべきではないか、ということについて今後事務局やこの審議会で検討していく課題であると思います。ただし、団体が活動していくために必要な研修への参加費用は、調査研究費の中に含めていいのではないかと思います。事務局で取りまとめをお願いします。

議題2 まちづくり活動団体 現在の状況と課題

会長

それでは、議題2のまちづくり活動団体 現在の状況と課題について協議に入りたいと思います。

(事務局 説明)

G委員

11月20日のまちづくり活動団体の意見交換会では、6つのまちづくり活動団体を、まちづくりの担い手として行政の中でどのように考えているか見直す必要があるということと、これらの活動は他の自治体でも同様なことが行われており、それらの団体との連携が重要であるということと、人材の育成の重要性を再認識したことを述べさせていただきました。

会長

事業を進めていく中でその継続性という問題がどうしても出てきますが、考えようによっては事業を実施することが目的化してしまっているのも、どうしてこの事業を実施しているのか振り返り、場合によっては撤退ということも考えられるのではないかとということと、継続していくためには事業自体の楽しさや、お金を稼ぐことや表彰されるといったことがあることで、動機づけに繋がるのではないかと述べました。また、助成金というのは、まちづくり推進課だけでなくいろいろな機関で実施しています。それらを活用できるよう事務局が支援するなど、様々なルートで財源を確保できるよう手助けをしていくとともに、団体自身も積極的に情報収集していく必要があると述べました。団体がい

ろんな助成金の制度を活用できるよう行政が横断的にフォローしていけるといいと思います。また、今回の意見交換会は行政が呼び掛けたものではなく、団体側から開催を呼び掛けたものであり、その点でも非常に有意義なものであると感じました。

B 委員

10年後20年後のまちづくりを考える担い手としてのまちづくり協議会という存在は非常に重要なものであると思います。地域の中で若い人たちがいろんなことに取り組み始めた中で、これは思ったよりも簡単だ、思ったよりも楽しいなと思えてきたときに、この人たちを迎えることができる場は無いのかと考えると、例えば自治会がまずは思いつくのですが、自治会役員は1年で交替してしまい、人によってはなぜそんなことをやらないといけないのか、ということになりかねないのですが、実際にまちづくりをやる人はやる気のある人たちであって、やる気の無い人が千人いるよりやる気がある人が十人いる方が戦力になるのです。やる気の無い人が入っているとやる気のある人のやる気まで潰してしまうのです。そう考えると、まちづくり協議会のようにやる気のある人の集まりであって、かつ行政から支援してもらえる団体というのは、地域の各団体にも声をかけやすいし、やる気のある人にとっても入りやすいと思います。今ある団体、つまり自治連や自治会や他の団体などで消去法的に考えるとまちづくり協議会になってしまうのです。そしてまちづくり協議会の中で、いろんな取り組みの種まきをしていけるといいと思います。今の段階では、自分たちの計画を立てた内容をやることを目的としたまちづくり協議会ですが、今後はそれだけではなく、中長期的な視点でまちづくりの種まきをしていけるといいと思います。そのようなことを考えると、少しハードルを下げて参加しやすくできると良いと思います。

F 委員

市民参画と協働のまちづくりを考えていくと、将来のまちづくりの姿は各地区の公民館を中心としてその地区の各種団体を統合する組織がその地区のまちづくりを中心に担っていくことになると思います。今までは行政にやってほしいことを自治会要望と言う形で提出してきましたが、今後は行政ができないことが沢山出てきます。ここで遅まきながら住民たちでやらないといけないということになり、住民によるまちづくりになっていくと思います。先日先進地視察で富山県魚津市に行ったのですが、各地区の公民館を中心に各種団体を統合して協議会を立ち上げています。面白いのはNPOがバスを運行しているのです。まちづくりにはNPOが大きな役割を果たしているのです。総合的に地域

のまちづくりに取り組む組織としての協議会があってもいいのではないかと思います。時代の要請に合わせて、まちづくりのやり方も変わりますし、条例も現在課題があるということであれば、見直しを検討してもいいのではないのでしょうか。

G 委員

岐阜市では校区単位でまちづくり協議会が設立されてきています。市民と行政の協働が今後広がっていく中で、個別のテーマではなく地域を総合的に、中長期的に物事を考えていこうとすると、やはり地区単位とした協議会が必要になってくると思いますし、その担い手が必要になっていきます。ただ、現在の可児市の仕組みを見たときに、6団体が活動を行っていますが、地縁型もありテーマ型もあり内容も多様です。その多様さがゆえに混乱を招いている部分もあるのではないかと思います。先ほどの話に戻りますが、研修参加費用については団体にその判断を任せればよいのではないかとということでまとめましたが、助成金の使途については団体との協議をしながら決めていくという手法が多い中で、この審議会でどこまで決めていくことができるのかという話になるのです。市民の代表が公金である助成金の可否を判断するということは、大きい意味でいえば公益的なことを市民が決定する分権になっているわけです。

B 委員

桜ヶ丘ハイツは既にかなり高齢化が進展していて、このままにしているは大変なことになってしまおうと感じています。今から手をつけていかないと、それは子育てであっても高齢者福祉であっても何でもいいのですが、これから退職されてフリーになってくる方をどのようにまちづくりの輪に取り込んでいくか考えないといけません。最近家事支援をやってくれる人を募集したら25人集まりました。また、ハイツ内には高齢者独居の方が多く、それらの人を夜間であっても支援する、それは責務ではなく自発的な行動なのですが15人集まりました。いかに地域の問題を地域の間人が取り組んでいくのか、まちづくりに繋げていくかということです。行政の支援も限界がある中で、まずは地域の各種団体や現場で動いている人たちが集まる場を設けて、何が問題となっているのか、何をやる必要があるのか話し合う必要があると思います。そのみんなの思いをまちづくりとして形にしていくことができないか、仮に自治連や自治会がなぜそんなことをやらないといけないのかということになったら、中長期的なことを考えるまちづくり協議会のような団体がやればいいのではないのでしょうか。自治連や自治会は意思決定されるまで非常に時間がかかります。行政はこのような状況を踏まえて、単に条例を見直すというだけでなく、自治会を含

めてまちづくりのシステムを再度考えなおしてほしいと思います。審議会でも、まちづくり条例だけでなく、市全体のまちづくりの在り方を考えていく場になるといいと思います。

G委員

話し合いの場をつくっていくことが重要で、行政はそれをどれだけ支援できるかということです。さきほどのガイドラインの話ですが、これはあくまで個別の事業に対する支援であって、地域の中で話し合いを醸成していくための支援ではないということです。今後は、地域の中での話し合いの場をつくるための支援もできればいいと思います。ただ、可児市の良いところは、公民館が地域のまちづくりの拠点として支援ができていているということです。社会教育法の関係でまちづくりの支援まで手が届かない自治体もある中で良い事例だと思います。ですので、ガイドラインに「事業活動に伴う賃借料」は認めていましたが、事業活動ではない話し合いの場、つまり住民の社会的基礎的活動にも支援を認めてもらうともっといいのではないかと思います。

D委員

市民主体のまちづくりで重要なのは、市民を舞台に上げるという姿勢であると思います。市民の声を行政がきちんと聞くということが、市民を舞台にあげるということだと思います。近隣の自治体では、公民館を市民にとって使いやすくするために、所管の変更がされているところもあります。可児市でも検討されていると思いますが、デマンドバスにしても市民から様々な声があります。市民の声を施策に反映できるシステムがあることもアピールしないといけないと思います。

会長

7年間条例を運用してきて皆さんが感じたことは、未だ包括的なまちづくりを支援するシステムにはなっていないということだと思います。もっと広い意味でのまちづくりをどのように進めていくか、より広い視点でまちづくりを考えるには、まちづくり推進課の体制も含めてもっと検討しなければいけないことがたくさんあります。今後のまちづくり審議会では、諮問に対して審議するだけでなく、広くまちづくりの在り方について検討していく場を設けることができるといいと思います。可児市の市民主体のまちづくりが進展するような手助けになればいいなと思います。それぞれの立場で意見も当然違いますが、話し合いを通じて思いを共有することができる場になればと思いますので、今後もしよろしくお願ひします。それでは、これで協議を終了したいと思います。

事務局

現在市は4月に組織改編を予定してまして、詳細は3月15日号の広報か
にに掲載される予定です。まちづくり推進課は市民部という新しい部の中の、
地域振興課という課に変わります。

企画部長

7年間の条例の実績、課題を踏まえまして、さきほどの意見に出ていました
地域の課題を包括的に取り組む場を設けるというイメージはありますし、4月
の組織改編では公民館を教育委員会から市長部局に移すことになっています。
このことは地域の市民活動を支援するセンターにしたいという方向に向かっ
ているということです。ご理解とご協力をお願いします。

閉会